

別表2 ソフト支援メニュー、ハード支援メニュー

メニュー	取組	費目	内容
ソフト支援	経営継承計画等の策定、見直し	専門家等招へい費	・経営継承計画の策定・見直しに向けた中小企業診断士等の招へい等費用（旅費、謝金、会場費 等）
	代表者等のスキル向上に資する取組 労務管理体制の整備に資する取組	研修費	・関連研修・セミナー（先進地視察を含む）への参加するための費用（旅費、研修受講費、謝金 等）
		資格取得費	・労務・人事系関連資格を習得するための費用（受講料、受験料、参加費、旅費 等）
		システム導入費	・労務・人事管理システムの導入のための費用（ライセンス使用料、導入費用 等）
		専門家等招へい費	・社会保険労務士等の指導を受け、組織体制を整備するための費用（旅費、謝金、会場費 等）
	人材の確保・定着に資する取組	イベント出展費	・就農促進イベントに出展するための費用（出展小間料、会場設営費、旅費 等）
		求人広告費	・求人のためのパンフレット等の作成、広告媒体等の活用のための費用（パンフレット等製作費、広告出稿料 等）
		PR動画製作費	・農業法人のPR動画の作成のための費用（動画製作に係る委託料、旅費 等）
		ウェブサイト製作費	・自社のウェブサイト製作や更新のための費用（ウェブサイト製作等に係る委託料）
		動画マニュアル製作費	・従業員、インターンシップ向けの動画等の作業マニュアル製作のための費用（動画製作に係る委託料、旅費 等）
		人材育成費	・社内研修へのコンサルタント招へいや社外研修の活用により代表者等の資質向上を図るための費用（旅費・研修受講費、謝金 等）
ハード支援	働きやすい職場づくりに向けた取組	施設整備費	・手洗い場、常設及び仮設トイレ、休憩室、ロッカー・カールーム等の整備・改修、作業台、浄水設備の整備、換気・空調設備の設置、その他働きやすい職場づくりのための費用（備品購入費、工事委託費） ※レンタルの場合は、1年目の費用を対象とする。 ・就業施設の安全対策、軽労化のための費用（備品購入費、工事委託費）
その他			事業内容を精査のうえ、補助対象外経費に該当しないもののうち、特に必要と県農林水産部長が認める経費

【留意事項】次の経費は補助対象外とする。

給料・賃金等の人件費、飲食代、交際費、その他経常的経費、事業実施に必要と認められない経費、
事務所等に係る家賃・保証金・敷金・仲介手数料、水道光熱費、電話代、インターネット利用料金等の通信費、
商品券等の金券の購入費、文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費、
不動産の購入費、自動車等の車輛の購入費・修理費・車検費用、PC・プリンタ・タブレット等の汎用性の高い物品、
税金や手数料、これらのほか公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

別表3 オペレーター育成支援メニュー

【対象となる経費】 ・あきたの米ぢから就農促進プラットフォーム形成事業により確保した人材の育成に向けた、農業機械等の操作に必要な資格・免許取得に係る経費（講習料、受験料、資格取得に係る旅費等）を助成
【対象となる資格・免許の種類】 ・大型免許 ・大型特殊免許 ・けん引免許 ・フォークリフト ・ドローン操作資格 ・無人ヘリ操作資格